



立山町告示第72号

大字・字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町内の大字・字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年9月21日

立山町長 舟橋 貴之



1 大字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し，大字「六郎谷」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
立山町	白岩	矢割	10の2の一部

並びに上記の区域に介在する町有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し，大字「白岩」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
立山町	六郎谷	大唐田	11の1の一部

並びに上記の区域に介在する町有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
立山町	六郎谷	大唐田	1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4から6まで、7の1、7の2、8の1、8の2、9、10の1から10の8まで、10の乙1、10の乙3、11の1の一部、11の2、12の1、12の2
立山町	六郎谷	上幅割	1の1から1の3まで、2の1、2の2、3の1、3の2、3の乙、4から7まで
立山町	六郎谷	下幅割	1から3まで、4の1、4の2、5
立山町	六郎谷	早稲田	1の1、1の2、2の1から2の3まで、2の6から2の8まで、2の丁、2の丙、3から10まで、10の乙、11から13まで、14の1、14の2、15、16の1、16の2、16の乙、16の丙、17の1、17の2、18、18の乙、19の1から19の5まで、20、21の1から21の3まで、22の1の1、22の1の2、22の2、23、24の1、24の2、25の1、25の2、26、27の1、27の2、28
立山町	六郎谷	村巻	3の2、4の3、4の4、5の1、5の2、34の5、35の2、36の2、36の3、36の5、36の6
立山町	六郎谷	村上割	14の戊

並びに上記の区域に介在する町有地の全部を含む